

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年分の所得として、租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得を有しており、令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人の確定申告書の記載内容に基づき本件処分を行い、令和6年6月12日に審査請求人に対し、令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（以下「納税通知書」という。）を送付した。その際、還付額、充当（委託納付）額及び差引還付額を記載した刈谷市配当割等還付通知書を納税通知書に同封している。
- 3 本件処分の内容は、令和5年の合計所得金額■■■■■■■■■■円に対し、市民税・県民税の均等割及び森林環境税を賦課決定したもので、納付税額の内訳は、市民税■■■■■■■■■■円、県民税■■■■■■■■■■円、森林環境税■■■■■■■■■■円の計■■■■■■■■■■円である。ただし、株式等譲渡所得割額控除額■■■■■■■■■■円が控除できないため、納付税額■■■■■■■■■■円に充当及び委託納付し、差引納付税額は0円、差引還付額は■■■■■■■■■■円となった。
- 4 審査請求人は、令和6年7月31日付で、本件処分に対し、審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

「刈谷市長がした令和6年6月12日付けの審査請求人に対する令和6年度市民税・県民税・森林環境税の課税に対する処分を取り消す」との裁決を

求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人（代理人）は、令和5年秋頃、処分庁宛てに電話及び来庁して、審査請求人の令和5年分所得において税金が発生しない額を問い合わせたところ、処分庁からは基礎控除の48万円以内なら税金は発生しないとの説明を受け、48万円以内での確定申告を行ったにもかかわらず、市民税等が発生したため、処分庁の説明が不十分であったことに対して、本件処分は地方公務員法第30条及び日本国憲法第15条第2項に違反することになり、違法であると主張している。また、審査請求人（代理人）からの問合せについて事実確認ができないとの弁明に対し、事実確認の追及が甘く、さらには、審査請求人の口座から納付税額[REDACTED]円を引き落としていることに対しても、資産を強奪されていると反論している。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決が相当である。

(2) 弁明の理由

本件処分は、審査請求人の確定申告に基づき、地方税法、愛知県県税条例、あいち森と緑づくり税条例、刈谷市税条例及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により賦課決定したものであることは事実である。また、株式等譲渡所得割額控除額の控除不足額の充当及び委託納付についても法令の規定に基づき適法になされたものである。

令和5年秋頃に当該問合せがあった事実を確認することができない以上、説明が不十分であったと認めることはできず、また、本件処分は問合せの事実に関わらず法令の規定に基づき行うものであるため、賦課決定の内容に影響を及ぼすものではないと考える。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由なしとして棄却すべきである。

2 理由

(1) 本件処分の該当性について

処分庁が行った、後記第6審査会の判断1記載の法令等に基づく審査請求人の令和6年度市民税・県民税・森林環境税の賦課並びに株式等譲渡所得割控除の控除不足額の充当及び委託納付については、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、令和5年秋頃の処分庁宛ての問合せの際に不十分な説明を受けたことを前提に、処分庁の説明に対して、地方公務員法第30条及び日本国憲法第15条第2項に違反するため、本件処分を取り消すべきと主張している。地方公務員法第30条及び日本国憲法第15条第2項では、広く公務員のサービスの根本基準として職務に専念する義務を規定している。

この主張については、課税処分が租税法規に適合する場合であっても、法の一般原理である信義則の法理を適用することにより、当該課税処分を取り消すことができる場合があるとされている。最高裁判所第三小法廷昭和60年(行ツ)125号判決によれば、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、信義則の法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等及び公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を確保しなければ正義に反するといえるような特別な事情が存する場合に、初めて信義則の法理の適用の是非を考えるべきであるとされている。そして、当該特別な事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに当該表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の当該表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮が不可欠であるとされている。

本件審査請求においては、審査請求人が処分庁に電話及び窓口で問合せをした事実について、処分庁からはその確認ができないと弁明されているが、処分庁においては、日頃から電話や窓口で一般的な質問や相談を多く受けて

おり、その全てを事実確認できないことをもって、処分庁が法令違反をしているとは認めがたい。

よって、審査請求人から処分庁への問合せの事実が確認できないため、処分庁からの信頼の対象となる公的見解が示されたとは認められず、本件処分信義則の法理を適用することはできないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議を行った。

令和6年10月 8日 審査庁から諮問書を受付

令和6年11月21日 審議

第6 審査会の判断

1 関係法令等の定め

(1) 市民税・県民税の賦課処分について

ア 個人の市民税及び県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされている（地方税法第39条及び第318条、愛知県県税条例第42条の7、刈谷市税条例第36条）。

イ 個人の市民税は、市内に住所を有する個人に対し、均等割額及び所得割額の合算額により課するとされている（地方税法第294条第1項、刈谷市税条例第25条第1項）。

ウ 個人の県民税は、県内に住所を有する個人に対し、均等割額及び所得割額の合算額により、特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するものに対し、株式等譲渡所得割額により課するとされている（地方税法第24条第1項、愛知県県税条例第42条第1項）。

エ 個人の県民税の賦課徴収は、当該県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとしてされている（地方税法第41条第1項）。

オ 個人の市民税は、均等割の税率が3,000円であるとされている（地方税法第310条、刈谷市税条例第30条第1項）。

カ 個人の県民税は、均等割の税率が1,000円であるとされている（地方税法第38条、愛知県県税条例第42条の6）。

ただし、平成21年度から令和10年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、愛知県県税条例第42条の6の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とするとされている（あいち森と緑づくり税条例第2条）。

キ 個人の市民税は、均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができないとされている（地方税法第295条第3項）。

刈谷市の条例で定める金額は、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額）である（刈谷市税条例第26条第2項）。

ク 道府県は、個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができないとされている（地方税法第24条の5第3項）。

ケ 個人の市民税及び県民税は、当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年の所得について総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額等の合計額（以下「総所得金額等」という。）が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、所得割を課することができないとされている（地方税法附則第3条の3第1項、第4項及び第35条の2の2）。

コ 個人の市民税及び県民税の基礎控除については、前年の合計所得金額が2,400万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額等から43万円を控除するものとされている（地方税法第34条第2項第1号及び第314条の2第2項第1号、刈谷市税条例第33条の2）。

(2) 森林環境税の賦課処分について

ア 森林環境税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第6条）。

イ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行地に住所を有する個人に対しては、国が均等の額により森林環境税を課するとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条）。

ウ 森林環境税の税率は、1,000円とするとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第5条）。

エ 森林環境税の賦課徴収は、住所所在市町村が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うものとするとしている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条第1項）。

オ 国は、前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者に対しては、森林環境税を課しないとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項第3号）。

政令で定める金額は、35万円に、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（当該年度の初日の属する年の前年の12月31日における地域の級地区分とする。）ごとに、総務省令で定める率で、住所所在市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額に、法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額とするとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第1条第1号）。

総務省令で定める率は、2級地は0.9とするとされている（森林環境

税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則第1条第2項第2号)。

(3) 株式等譲渡所得割額の控除額に係る充当及び委託納付について

ア 市町村は、納税義務者に株式等譲渡所得割額の控除ができなかった金額(以下「控除不足額」という。)がある場合には、当該納税義務者の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税の賦課決定後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額のうち還付をすべき金額により当該個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税を納付し、又は納入するものとしてされている(地方税法施行令第48条の9の3第1項)。

イ 市町村長は、控除不足額のうち還付をすべき金額により納付又は納入をしたときは、納税通知書の交付に併せて、その旨を当該納付又は納入に係る納税義務者に通知しなければならないとされている(地方税法施行令第48条の9の3第2項)。

(4) 賦課決定について

本件処分は、審査請求人の確定申告書の記載内容に基づき、前記第6審査会の判断1に記載の法令等の規定により賦課決定したものである。

審査請求人の確定申告書の記載内容によると、前年の総所得金額等及び合計所得金額は上場株式等の譲渡所得■■■■■■■■■■円で、扶養親族はいない。

審査請求人の場合、市民税・県民税の所得割を課税できない総所得金額等は45万円以下(地方税法附則第3条の3第1項及び第4項)、均等割を課税できない合計所得金額は42万円以下(地方税法第295条第3項、刈谷市税条例第26条第2項)となる。また、森林環境税を課税できない合計所得金額は、35万円に0.9を乗じて得た額に10万円を加算した額である415,000円以下(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第1条第1号)となる。

そのため、処分庁は審査請求人に対し、市民税・県民税の均等割及び森林環境税の賦課処分を行ったものである。

また、審査請求人は、株式等譲渡所得割額控除額■■■■■■■■■■円が控除不足額となるため、処分庁は市民税・県民税の均等割額及び森林環境税額■■■■■■■■■■円に充当及び委託納付し(地方税法施行令第48条の9の3第1項)、

差引還付額 XXXXXXXXXX 円の還付を行った。

(5) 公務員の服務等について

ア すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとされている（日本国憲法第15条第2項）。

イ すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされている（地方公務員法第30条）。

2 審査会の判断の理由

(1) 租税・納税については、日本国憲法第30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」として納税を国民の義務と定めるとともに、日本国憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」として、納税者間の平等、公平を図るため、国会等で定めた法律に基づき課税をするという租税法律主義の原則を定めている。そのため、租税法律主義の原則のもとでは、租税法律関係にしたがって課税処分がされなければならないことが原則である。

もつとも、租税法律関係にしたがい課税処分をするよりも、課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ、正義に反する場合もあり、租税法律関係にしたがって課税処分を違法なものとして取り消す必要が生じる例外的な場合も存在する。

ただし、前記納税者間の平等、公平を図るため定めた租税法律主義の原則からすれば、その例外が認められる範囲は慎重に判断しなければならない。

そこで、租税法律関係の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、例外として法の一般原理である信義則の法理の適用により、課税処分を違法なものとして取り消すことができるものとされている。そして、前記特別の事情が存するかどうかの判断にあたっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したところ、のちに同表示に反する課税処分が

行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の同表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点を考慮することが不可欠であるとされる。(最高裁判所第三小法廷昭和60年(行ツ)125号判決)

(2)

ア これを本件についてみると、本件処分は、前記第6審査会の判断1に記載の法令の規定により課税処分されており、審査請求人の確定申告に基づき、市民税・県民税の均等割及び森林環境税の課税処分を行ったものである。

そして、審査請求人は、株式等譲渡所得割額控除額■■■■■■円が控除不足額となるため、処分庁は市民税・県民税の均等割額及び森林環境税額■■■■■■円に充当及び委託納付し(地方税法施行令第48条の9の3第1項)、差引還付額■■■■■■円の還付を行った。

したがって、本件処分は、租税法律関係にしたがって課税処分がなされていることから、適法にされているといえる。

イ 審査請求人は、令和5年秋頃に電話及び来庁して税金が発生しない金額を処分庁に問い合わせたところ、処分庁からは基礎控除の48万円以内なら税金は発生しないとの説明を受けたことから48万円以内の所得で確定申告したものの、市民税等が発生したため、処分庁の説明が不十分であったと主張し、審査請求人の口座から納付税額■■■■■■円を引き落とししたことを資産が強奪されたと主張している。

そこで、例外としての特別の事情が存在するか否かを検討する。

(ア) まず、審査請求人の説明によると、令和5年秋頃に処分庁宛に電話及び来庁したと主張しているが、その日付等の具体的な情報は明らかにされていない。

他方、処分庁の説明によると、同時期頃の処分庁における電話、窓口対応をした可能性がある職員全員に確認したものの、審査請求人(代理人)と対応した記憶がある職員は確認することができなかった。

なお、審査請求人は、反論書において「一般企業では、このような

ケースでは録音、監視カメラによる事実確認をするのが常だが、公的な施設にも関わらず、事実確認の追及が甘いと言わざるを得ない」とし、処分庁による確認ができなかったことを論難するが、公的な施設である市役所において市民からの多数の架電の録音や来庁者の録画をすることは難しく、録音録画をしなかったことをもって直ちに処分庁の対応に不備があるとは思われない。

- (イ) 次に、審査請求人の主張によると、処分庁宛に問い合わせた際に、基礎控除48万円以内なら納税は発生しないとの説明を受け、市民税・県民税の均等割、森林環境税の説明は受けなかったとする。

この点につき、税務署管轄の所得税についての基礎控除額48万円と異なり、処分庁管轄の市民税・県民税についての均等割が課税されない金額（扶養親族のいない人の場合、合計所得金額）は42万円以下、所得割が課税されない金額（扶養親族のいない人の場合、総所得金額等）は45万円以下、森林環境税が課税されない金額（扶養親族のいない人の場合、合計所得金額）は41万5千円以下であり、処分庁の管轄である市民税・県民税において「48万円」という数字は出てこないことから、処分庁の担当者が「48万円」という数字を回答する可能性は低いものと推認される。

これらのことから、基礎控除48万円以内なら税金は発生しないとの説明があったという事実認定には消極的とならざるをえない。

- (ウ) また、株式等譲渡所得割額の控除額に係る充当及び委託納付については、地方税法施行令第48条の9の3第1項に基づきなされたものである。

- (エ) 以上を総合考慮すると、処分庁が納税者である審査請求人らに対し、信頼の対象となる公的見解（基礎控除48万円以内なら税金は発生しないとの見解）を表示したという事実は認められないため、その表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したところ、後に同表示に反する課税処分が行われ、審査請求人が経済的不利益を受けることになったという事実は認められないことになる。

そのため、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要

請を犠牲にしてもなお当該処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を確保しなければ正義に反するといえるような、例外としての特別の事情が存するとはいえない。

ウ 以上から、本件処分の適法性の判断において、例外的な特別の事情が存在しない場合であることから、原則どおり、租税法律関係により課税処分がなされている本件処分は適法である。

(3) なお、本件において、前記事情に鑑みても、日本国憲法第15条第2項及び地方公務員法第30条に違反する事実は認められない。

(4) 以上より、本件処分が適法であるとの判断に至ったものである。

3 審査請求に係る審理手続について

本件各審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上により、当審査会は、第1審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

当審査会の答申は前記のとおりであるが、次のとおり付言する。

昨今の物価高騰や賃上げの検討のほか、基礎控除の大幅な引き上げ、税制改正に関する話題などが、連日の報道番組において取り沙汰されていることから、納税や関連する処分庁の業務対応への市民の関心、意識が高まっている。

処分庁は、納税者の信頼を維持・確保するため、法を遵守した課税処分の処理だけでなく、電話対応や窓口対応を含めた関連業務対応についても誠実、真摯、正確に行われることに留意しなければならない。

審査会としては、処分庁に対し、前記留意事項をふまえた上で、今まで以上に慎重かつ丁寧に業務にあたり、今後も、市民の信頼を得られるよう求める次第である。

刈谷市行政不服審査会

会 長 石 川 克 彦

委 員 西 村 茂 樹

委 員 真 島 聖 子